

中部学生ヨット連盟 付則T「調停」勉強資料

2020年7月 補正

目次

- 1 ペナルティーについて考えよう
- 2 付則Tを理解しよう
- 3 調停ミーティングはどう行われるか
- 4 ケーススタディ

目次

- 1 ペナルティーについて考えよう
- 2 付則Tを理解しよう
- 3 調停ミーティングはどう行われるか
- 4 ケーススタディ

1 ペナルティーについて考えよう

Q ペナルティーにはどんなものがあるか？

- 回転ペナルティー、リタイア、得点ペナルティー(規則44)
- スタートのペナルティー(規則30. 1~30. 4)
- 審問の判決として課されるペナルティー(規則64)
- レース後ペナルティー(付則T)
- 裁量ペナルティー、標準ペナルティー、PTP

Q 選手が自ら履行するペナルティーはどれか？

課されるペナルティーはどれか？

表にまとめると……

違反の重大さ 違反の内容 誰がペナルティー を判断するか	比較的軽微 ほとんどの規則違反 NoR、SI、クラスルールも規則	重い 44.1(b)が適用される場合、 付則Pによる2度目の違反	極めて重い 2条の違反、69条の違反 付則Pによる3度目以降の 違反 規則30.4で禁止されたレー スの帆走
自ら履行する ペナルティー	1回転 2回転 得点ペナルティー リタイア	リタイア	リタイア、 リタイアしたとしても最下段のペナ ルティーが課されるかもしれない。
付則Tが適用 される場合	レース後ペナルティー (2章の規則および31条、44.1b が適用される場合を除く)	対象外	対象外
プロテスト委員会や レース委員会から 課されるペナルティー	裁量ペナルティー(DPI) 標準ペナルティー(SPT) OCS、UFD、BFD 失格(DSQ)	失格(DSQ)	失格(DNE) 69条違反に対する処置

目次

- 1 ペナルティーについて考えよう
- 2 付則Tを理解しよう**
- 3 調停ミーティングはどう行われるか
- 4 ケーススタディ

2 付則Tを理解しよう(1)

- 序文

付則TはNoRまたはSIに記載された場合に適用

大会の進行を早めることができる・・・これって、運営側のメリットでは？

Q では、付則Tが適用されると、選手にはどんな影響が有るのか？

抗議の処理が早くなると、早く帰れる？

違反した規則によっては審問の時とペナルティーが変わる？

ペナルティーの選択肢が増える？

その他には・・・？

この後の説明をしっかりと理解して大会に臨もう！！

2 付則Tを理解しよう(2)

- T1 レース後ペナルティー

T1 (a): **艇はレース後ペナルティーを履行することができる(※)**

<条件>

規則44. 1 (b)が適用されないこと

リタイアしなければいけない違反ではレース後ペナルティーは不可
2章の規則または規則31に違反したかもしれない

レース終了後から当該インシデントの審問が開始されるまで

※調停ミーティングが行われなくともレース後ペナルティーは履行できる

T1 (b): レース後ペナルティーは30%の『得点ペナルティー』

T1 (c): レース後ペナルティーは文書で届け出る。

2 付則Tを理解しよう(3)

- T2 調停ミーティング

調停ミーティングができるのは

- ①艇から(艇へ)の抗議であること
- ②2章の規則または規則31に係るインシデントである
- ③規則44. 1 (b)が適用される可能性がない
- ④インシデントの際に乗艇していた人物が出席すること

また、次の場合は調停に適していない

艇が調停ミーティングをすることを拒否する、証言艇を求めている、3艇以上の関係するインシデント、など。

2 付則Tを理解しよう(4)

- T3 調停員の意見

調停ミーティングで得られた証言に基づき、調停員が意見を述べる

(a) 抗議は無効であろう

(b) いずれの艇もペナルティーは課されないであろう

(c) 1艇またはそれ以上の艇にペナルティーが課されるであろう

※抗議の有効性が明らかに判断できない場合に、

「抗議が有効であれば、(b)または(c)」という意見が述べられる
場合もある

2 付則Tを理解しよう(5)

- T4 調停ミーティングの結末

調停員の意見を受けて艇が行うことができるのは

(a) 『レース後ペナルティー』を履行する

(b) 抗議の取り下げを要求する

→調停委員が適当と判断すれば取り下げが認められる。

Q どんな場合に取り下げが認められないか？

目次

- 1 ペナルティーについて考えよう
- 2 付則Tを理解しよう
- 3 調停ミーティングはどう行われるか**
- 4 ケーススタディ

3 調停ミーティングはどう行われるか(1)

- 抗議者が抗議書を提出します。
- 抗議書が提出されたときに、プロテスト委員会はインシデントが調停に適しているか(付則T2)を判断し、調停に適していると判断した場合、調停員を決めます。
- 抗議者は抗議書を提出したときは、調停に適するか判断が出るまでプロテスト委員会から連絡が取れるようにしておいてください。
→調停に適さない場合は、通常の審問となります。

3 調停ミーティングはどう行われるか(2)

- 調停員は、抗議者に調停に適する旨を伝えるとともに、被抗議者を探し抗議書を手渡して、調停に適したインシデントの抗議書が提出されている旨を伝える。
- 被抗議者は、抗議書を確認しインシデントを理解するために必要な時間を要求できます。

→抗議者または被抗議者が、調停を望まない、証言艇もしくはオブザーバーの出席を希望する場合は、調停ミーティングは行わず審問が行われます。

3 調停ミーティングはどう行われるか(3)

- 調停員は、抗議者・被抗議者がともにインシデントの際に乗艇していた人物であることを確認します。(付則T2)
- 抗議者と被抗議者は口頭でインシデントについて証言をします。
 - Q 調停員が調停を打ち切ることもあります。それはどんな場合か？
 - A 調停ミーティング中に調停に適さないことが分かったとき
- 調停員は証言に基づき、意見を提示します。(付則T3)

調停員が意見を提示するときに、適用規則は伝えません。

 - Q 適用規則を伝えないのはなぜ？
 - A 審問を行うときにどちらかの当事者に有利になるかもしれない。

3 調停ミーティングはどう行われるか(4)

- 調停員の意見を受けて艇が行うことができるのは
 - (a) 規則違反でペナルティーを課されるであろうと意見を受けた当事者が『レース後ペナルティー』を履行する。
 - (b) 抗議者が抗議の取り下げを要求する
 - 調停委員が適当と判断すれば取り下げが認められる。

3 調停ミーティングはどう行われるか(5)

- そのインシデントに関わるすべての抗議が取り下げとならない場合は、審問が行われます。
- 選手は審問が開始するまで『レース後ペナルティー』ができます。
審問が開始されるまでとは、少なくとも規則63.5にある抗議の要件を確認する以前であり、さらに審問室に入る前までという運用も行われている。
→『レース後ペナルティー』は審問室に入る前にすること！

目次

- 1 ペナルティーについて考えよう
- 2 付則Tを理解しよう
- 3 調停ミーティングはどう行われるか
- 4 ケーススタディ

4 ケーススタディ(1)

- Aは風上マークに接触し、RCはそれを視認した。
Aは回転ペナルティーを行わなかった。
RCはAに対して抗議書を提出した。

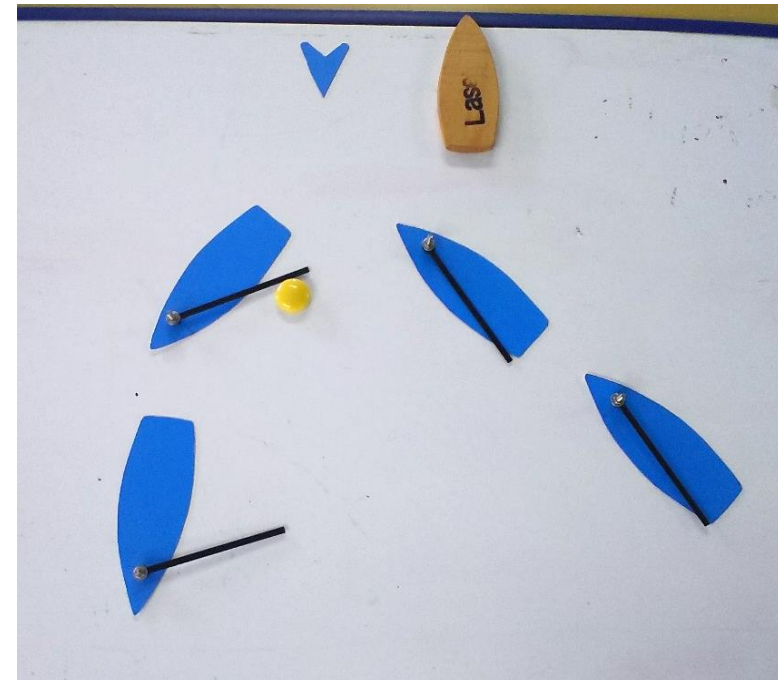
Q1 このインシデントは調停に適しているか？

A1 艇から艇への抗議でないため、適していない。
調停ミーティングは行われぬ。

Q2 Aは『レース後ペナルティー』を履行することができるか？

A2 できる。

Q 審問を行ったとき、Aに課されるペナルティーは何か？



Q3 審問を行ったとき、Aに課されるペナルティーは何か？

A3 以下の通り。

Aの行動 審問による認定	レース後ペナルティーを 履行した	レース後ペナルティーを 履行しない
違反なし	30% 得点ペナルティー	ペナルティーは 課されない
規則31違反	30% 得点ペナルティー	失格(DSQ)
規則2違反 例:マークタッチを認識していたが、 ペナルティーを行わなかった	失格(DSQ、DNE)	失格(DSQ、DNE)

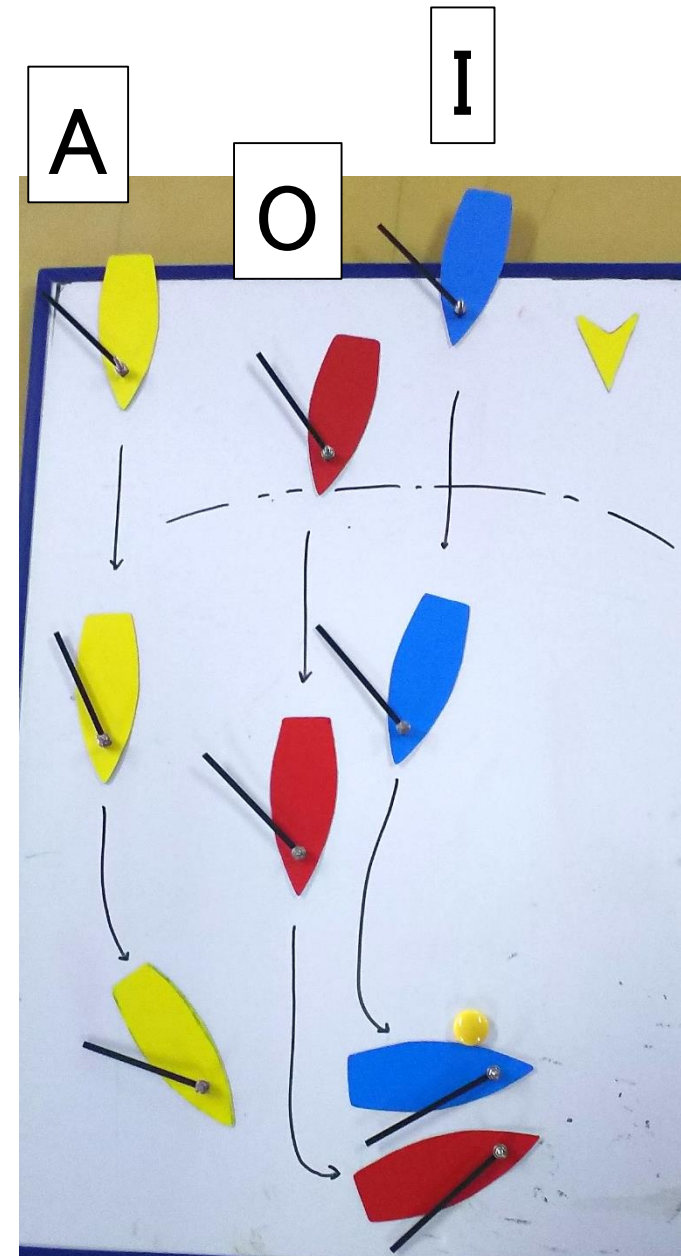
4 ケーススタディ(2)

- 風下マークで内側艇Iは、外側艇Oがマークルームを与えなかったため風下マークに接触したとして、Oに対して抗議書を提出した。
- 調停ミーティングの冒頭、Iは証言艇Aの証言を求めた。調停員はI・O双方の証言を聞くことなく調停ミーティングを打ち切った。
- プロテスト委員会は審問を行うことをI・Oに通告した。

Q1 Oは『レース後ペナルティー』を履行することができるか？

A1 できる。

Q2 審問はどのような結果になるだろうか？



Q2 審問はどのような結果になるだろうか？

A2 Iは規則31に違反した。

IとOがオーバーラップしていなければ、Iは規則18にも違反している。

IとOがオーバーラップしていれば、Oは規則18に違反、Iは免罪される。

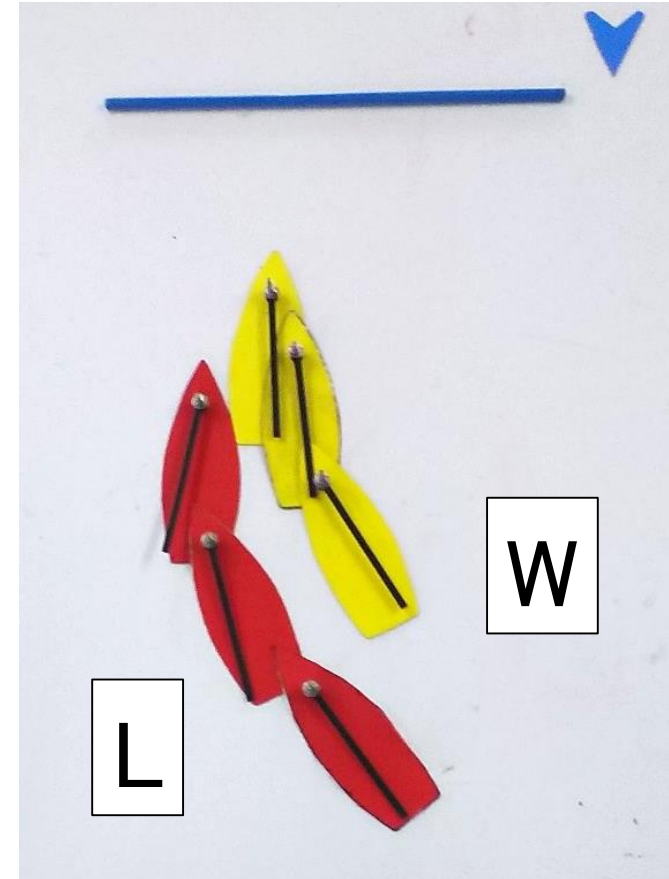
艇の行動 審問での認定	Iが審問前にレース 後ペナルティーを 履行した	Iがレース後 ペナルティーを 履行しない	Oが審問前にレース 後ペナルティーを 履行した	Oがレース後 ペナルティーを 履行しない
オーバーラップ無し Iは規則13と18に違 反	30% 得点ペナルティー	Iは失格	30% 得点ペナルティー	Oはペナルティーを 課されない
オーバーラップ有り Oが規則18に違反 Iは免罪される	30% 得点ペナルティー	Iはペナルティーを 課されない	30% 得点ペナルティー	Oは失格

4 ケーススタディ(3)

- スタート1分前、LはWのクリアアスターンから風下側にオーバーラップした。
- その後Wは横流れし、Wのポート側のスターンの角とLのスターボード側のサイドステイ付近のガンネルが接触した。
- 両艇に損傷は無かった。
- LはWに対しプロテストした。
- Wは回転ペナルティーを行わなかった。

Q1 このインシデントは調停に適しているか？

A1 適している。



Q2 調停員はLに違反があったと意見を述べた。

Lは何ができるか？

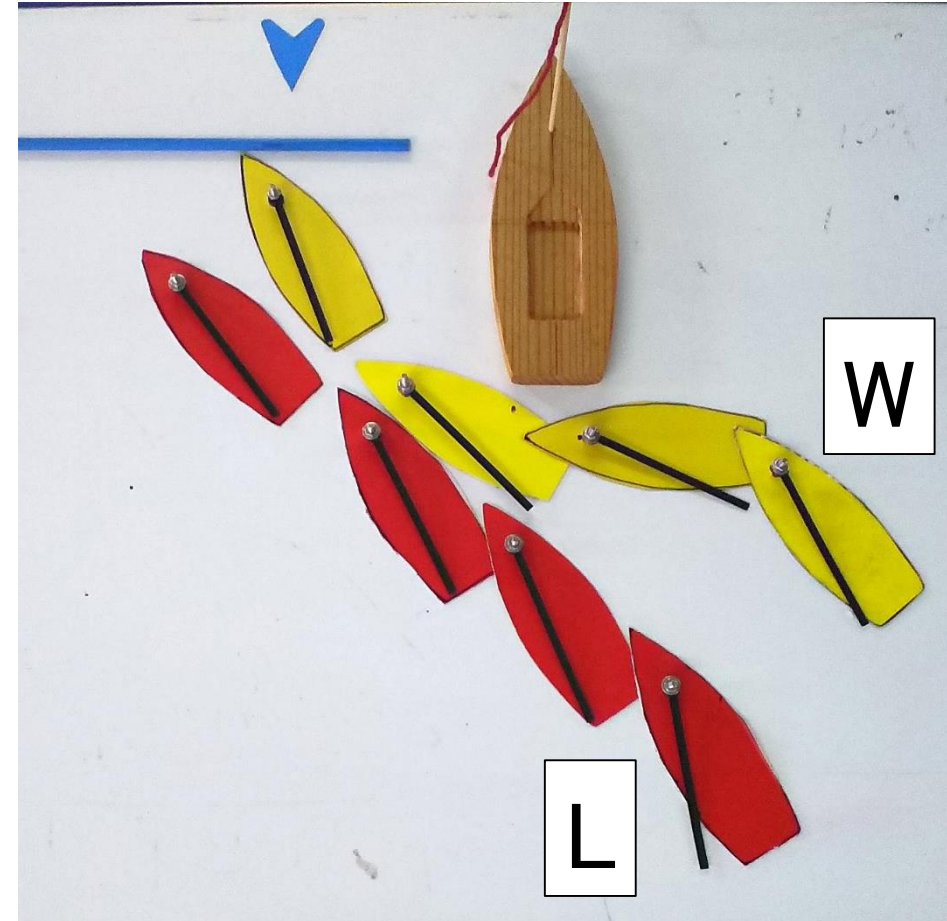
A2 Lは調停員の意見を受け入れてレース後ペナルティーを履行し、抗議の取り下げを要求できる。

Lは調停員の意見を受け入れずレース後ペナルティーを履行しないことができる。Lがレース後ペナルティーを履行しない場合、抗議の取り下げを要求しても、取り下げは認められず、審問がおこなわれる。

追加Q 調停員はどのような事実があったと認識し、抗議したLに違反があったと意見したか考えてみよう。

4 ケーススタディ(4)

- スタート30秒前、Wはベアしてスタート本部船とLの間に割り込んだ。その結果、WとLは衝突コースとなったので、Lはベアをした。LとWは接触したが損傷や傷害は起きなかった。LはWに対しプロテストした。
- Wは、規則11に違反したことを認識していたが、回転ペナルティーを行うと最後尾になるであろうから、抗議書が提出されたら『レース後ペナルティー』をしたほうが良い得点になるだろうと考え回転ペナルティーを履行しなかった。
- レース後にLから抗議書が提出されたのでWは『レース後ペナルティー』を行った。



Q1 Wが違反したかもしれない規則は？

A1 規則11違反に加えて、違反を認識しながら適切なペナルティーを履行しないことは規則2にも違反したであろう。

さらに、規則69の違反を問われるかもしれない。

Q2 Wにはどのようなペナルティーが課されるか？

A2 規則2違反に対して失格(DSQ、DNE)が課される。

規則69違反が認定された場合、さらに重い処置が考えられる。

※付則Tが適用されているからといって、違反を認識しながら

「抗議されたらレース後ペナルティーを履行すればよい」

と考えるのは間違いです。

作者感想

「付則Tが適用される」ということは、自ら履行するペナルティーの選択肢が増えることになる。自発的にレース後ペナルティーを履行することは、基本原則に謳われている、競技者が規則に違反したと認識した場合にはペナルティーを行うというスポーツマンシップにかなう行為といえる。

もしレース後に、自分が違反したと分かったとき、レース後ペナルティーを履行することで失格よりも悪くない得点になるなら得をしたと感じるかもしれないし、逆に相手が違反だったのにレース後ペナルティーを履行したら失格にならないのは損をしたと悔しく感じるかもしれない。

でもその時に、その相手は自らの非を認めて自発的にペナルティーを履行するスポーツマンシップに則った行動ができる尊敬すべきライバルだと考えることができれば、次の日には昨日までと違ったレース風景がみえるかもしれない。

おしまい。